

第 39 回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和 4 年 6 月 13 日（月）

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

施設利用の制限解除について

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、施設の利用に際し、利用種目によって付けている制限を解除します。また、これに伴い、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う施設使用の取消時の全額還付」についても、取扱いを終了します。

1 制限の解除

令和4年6月20日（月）から施設利用制限を解除します。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び東京都感染拡大防止ガイドラインを守ってください。

ガイドラインについて(抜粋)

基本的な対策として、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。）の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をお願いします。

原則として、室内ではマスクの着用をお願いします。

(1) 飲食が可能な会議室について

基本的な感染予防対策を講じ、ガイドラインを守ったうえで利用してください。

(2) 実習室（調理室）の利用再開について

ア 利用開始

利用を中止していた実習室の利用については、令和4年7月4日（月）から再開します。

イ 申込（受付）開始日

- ① 随時申込 令和4年7月4日（月）午前9時から
- ② 抽選申込 令和4年7月20日（水）午前9時から

2 「新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う施設使用の取消時の全額還付」の取扱い終了

令和2年6月8日以降、実施している新型コロナウイルス感染症拡大防止のために施設利用の取消の申し出があった場合の無料キャンセルについては、令和4年6月30日（木）の受付をもって終了とします。

ただし、令和4年6月30日までに申し込みを済ませ、還付に関する説明を受けているご利用分については、この限りとはしません。

3 周知開始

ホームページ、施設予約システムお知らせ、各施設でのチラシ・ポスター等
周知日：令和4年6月15日（水）